

## 【 被扶養者資格確認調査の目的について 】

当健康保険組合は被保険者（従業員）と会社からの健康保険料収入で運営しています。この保険料は家族（被扶養者）が何人いても被保険者一人分を払えばよいのです。（※2）

これは、健康保険法の定めで、被保険者（従業員等）の収入だけで家族全員を養っている、つまり家族は自活できるだけの資力がないので保険料は徴収しないという理屈です。（国民健康保険〔法〕は本人・家族の区別なく一人づつが保険料を払う制度ですが）

一方、同居の家族に一定以上の収入があるときは被保険者（従業員等）に頼らずとも自分の収入から健康保険料を支払える状態にあるとし、被扶養者から外れて国民健康保険に加入し自らが健康保険料を支払わなければなりません。

このため、現在、家族（被扶養者）登録されている方について、健康保険法施行規則第 50 条に基づく厚生労働省の指示（毎年資格確認を実施）により、被保険者（本人）が「確かに被扶養者の要件を満たしている」ことを証明して頂く手続きを毎年行っています。

今年もお手数ですが調査にご協力をお願いいたします。

★被扶養者要件の確認にあつては、現状を客観的に示す調書と証明書類により判断します。これらの必要書類に不備がある場合は、やむを得ず被扶養者から外れていただくこととなりますのでご注意ください。

（※2）被扶養者は、本来必要な保険料を負担することなく健保からの保険給付（医療費 7 割補助、健診補助等）を受けることができます。ですが、該当しない人を被扶養者に認定してしまうと、その分の保険給付まで当健保組合が負担することになり、皆さんや会社から頂いた貴重な保険料を無駄に使い、結果的には皆さん（従業員等）と会社に損害を与えることとなります。これを防ぐために、毎年この様な被扶養者資格確認調査を行っております。

以上、ご不明な点がございましたら健康保険組合までご連絡ください。

### ■お問合せ先■

〒141-0022

東京都品川区東五反田2-18-1

東洋製罐健康保険組合

電話 03-4514-2043